3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県千曲市大字磯部字黒岩一九八四、一九八八の一、一九八八のイ、一九八九の一、一九八九のイ、一九九三のイ、一九九五から一九九七まで、一九九九から二〇〇五まで、二〇〇八、二〇〇九、字見湯沢二〇三八から二〇五四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字原字北ノ久保四七五の三（次の図に示す部分に限る。）、字小河清水五〇六の四、五〇七の一、字穴田入五二五の二、五二六、五二八から五三〇まで、字南洞入五六五、字こわ清水九〇八、字雨堤五八四の三（次の図に示す部分に限る。）、五八四の四、五八四の五、大字洞字尾入八八六の一・八八六の二・八八七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字矢取沢八七五、大字浅間温泉字雨堤九一〇、一〇五八から一〇六一まで、一〇六四、字横谷一一五八の一、字中山一一三、字塔ノ入一一三二の三、一一三九、字城山一一五四のイ、安曇野市明科東川手一〇六六七から一〇六六九まで、塩尻市大字木曽平沢字ハア沢甲二〇七七の八一、甲二〇七七の二五〇、字胡桃沢乙二〇七七の五二、乙二〇七七の一四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字木曽平沢字桑沢二五一一の九五（次の図に示す部分に限る。）、二五一一の二七四、二五一一の二九一、二五一一の二九四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字木曽平沢字綿沢一四五一の一三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市東区瀬戸町弓削字大平山四七四の八、四七四の一四、四七四の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市門田町字枯木三三八の一七

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十九年八月三日農林省告示第七百四十二号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十八号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第千九百九十九号（一に係るものに限る。）、平成十三年八月二十日農林水産省告示第千八十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十月二十一日農林水産省告示第千五百八十四号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年八月十五日農林水産省告示第千六百四十号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年四月二十一日農林水産省告示第五百六十七号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第千九百九十九号（三に係るものに限る。）、平成六年四月七日農林水産省告示第六百六十五号（三に係るものに限る。）